

**令和6年度
児童クラブ入会案内**

豊 明 市

1. 児童クラブとは

保護者が就労等で下校後（放課後）などに家庭にいない小学生の児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を目的とした事業（放課後児童健全育成事業）です。

2. 児童クラブの実施場所

豊明市では、各小学校区にある児童館及び小学校内の児童クラブ室にて実施しています。

小学校区	クラブ名	実施場所	住 所 電 話	定員	令和6年度の運営
豊明小	南 部 児童クラブ	南部児童館	栄町山ノ田 112 9 7 - 7 5 7 5	7 0	(株) ポピンズ に業務委託
栄 小	栄 児童クラブ	栄児童クラブ室他 (栄小学校内)	新栄町二丁目 295 5 7 - 1 0 0 4	1 1 0	
館 小	西 部 児童クラブ	西部児童館	栄町南館 316 - 2 9 8 - 2 2 0 0	6 0	
中央小	コスモス 児童クラブ	コスモス児童館	新田町南山 82 9 5 - 2 5 2 9	1 0 0	
	吉池 (※) 児童クラブ	豊明勤労会館	新田町吉池 18-8 5 7 - 2 7 7 0	6 0	
大宮小	大 宮 児童クラブ	大宮児童館	前後町宮前 1487-9 9 3 - 8 8 0 8	6 0	(株) セリオ に業務委託
二村台小	二村台 児童クラブ	二村台児童クラブ室 (二村台小学校内)	二村台7丁目 3 9 5 - 3 3 1 3	1 2 0	
杓掛小	杓 掛 児童クラブ	杓掛児童クラブ室 (杓掛小学校内)	杓掛町一之御前 16 9 2 - 0 8 2 8	1 2 0	
三崎小	三 崎 児童クラブ	三崎児童クラブ室 (三崎小学校内)	三崎町三崎 2-1 5 7 - 0 1 1 3	1 0 0	

※吉池児童クラブは「子持松・子持松前・城西・錦・広長・吉池・門先」にお住まいの方が対象です。

児童館とは？

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊びや生活の援助と地域における子育て支援を行い、心身ともに健やかに育成することを目的とした児童福祉施設です。

豊明市には7つの児童館があり、子どもたちに遊びの中からルールを守るなどの社会性や仲間を思いやるなどの情緒の発達を促し、様々な体験活動を通してそれぞれの個性を尊重し、その個性に応じて必要な指導を行っています。

児童館名	住所	電話	指定管理者名
中央児童館	西川町笹原 26-1	9 3 - 6 6 0 1	(株) 日本保育サービス
北部児童館	杓掛町泉 153-4	9 2 - 3 3 3 7	
大宮児童館	前後町宮前 1487-9	9 3 - 8 8 0 8	セリオ・ALSOK ビルサービス 共同事業体
南部児童館	栄町山ノ田 112	9 7 - 7 5 7 5	(株) ポピンズ
西部児童館	栄町南館 316 - 2	9 8 - 2 2 0 0	
ひまわり児童館	栄町上姥子 3-213	9 7 - 4 3 3 1	
コスモス児童館	新田町南山 82	9 5 - 2 5 2 9	

◆開館日：月曜日～土曜日（日曜日・祝日・年末年始は休館）

※中央児童館のみ 火曜日～日曜日（月曜日・祝日の翌日・年末年始は休館）

◆開館時間：午前9時～正午／午後1時～5時

3. 児童クラブの開所日及び開所時間

開 所 日	開 所 時 間
月曜日～土曜日 (ただし、祝日及び年末年始(12/29～1/3)は除く)	月～金曜日 下校後～18:30 土曜日 8:00～17:00

- ◆学校長期休暇(春夏冬)中は、7:30～18:30(出校日は下校後～18:30)となります。
- ◆学校休業日(行事の振替等)は、8:00～18:30となります。
※土曜日、長期休暇(春夏冬)及び学校給食のない日については、弁当をご持参いただきます。
- ◆土曜日及びお盆期間等の育成を合同で行う場合もあります。

4. 児童クラブ入会基準

保護者及び児童が豊明市民であり、保護者及び同居の祖父母が下記のいずれかの条件に該当する場合は児童クラブに入会することができます。

1 就 労	保護者及び同居の祖父母が昼間において <u>月16日以上、1日4時間以上</u> 労働しており、その児童の育成ができない場合
2 保護者の病気等	保護者が病気又は心身に障害を有し、児童の育成ができない場合
3 母親の出産	母親の出産により、児童の育成ができない場合 (<u>産後8週間</u> が対象)
4 病人の看護等	常時看病(付き添い)に従事しているため、児童の育成ができない場合(自宅での療育、看護、介護は含まない)
5 家庭の災害	震災、風水害、火災等の災害に遭い、その被害の復旧のために児童の育成ができない場合
6 そ の 他	上記以外に明らかに児童の育成ができない場合

※内職の場合は入会できません。

※同居の祖父母(75歳未満)が就労していない場合は入会できません。

(同居の祖父母(75歳未満)が就労又は病気の場合も証明書の提出が必要です。)

※週4日以上の利用がない場合は、退会していただくことがあります。

5. 児童クラブ利用料金

児童1人につき月額3,000円(8月は5,000円)を所属の児童クラブにお支払いください。
なお、利用料金のお支払い方法は、各児童クラブにお問い合わせください。

※利用料金は月額となりますので、1日でも利用した場合は、お支払いいただきます。

(日割り計算はしませんのでご了承ください。)

利用料の減免について

下記のいずれかに該当する世帯は、申請により利用料を全額減免することができます。

「児童クラブ利用料減免申請書」を学校教育課にご提出ください。(申請日の翌月から適用)

(1) 生活保護世帯

(2) 市民税非課税世帯(4月から9月までは前年度分所得、10月から翌年3月までは当該年度分所得で算定)

※市民税非課税世帯の減免の場合、半年ごとの申請が必要です。10月以降継続して減免を希望される方は、9月末日(土日祝日の場合は前開庁日)までに申請を行ってください。

(3) 教育委員会が認定する就学援助制度該当世帯(準要保護世帯)

6. 入会申込み受付期間について

通年入会（4月入会）

- ・各児童クラブの受付日から**令和5年12月20日（水）**までにお申し込みください。
- ・クラブでの受付日が都合の悪い場合は、受付日の翌日以降に市役所学校教育課にお申し込みください。なお、この場合には、申し込み後に各児童クラブで説明・面接を受けていただきます。
- ・空きがあるクラブのみ令和6年2月1日（木）から2月9日（金）まで二次受付を実施します。

通年入会（5月以降）

- ・入会を希望する**前月の7日**までに市役所学校教育課にお申し込みください。（7日が土・日・祝日の場合、その前の開庁日が受付期限となります。）
- ・申し込み後に各児童クラブで説明・面接を受けてください。
※定員に達している場合には、入会をお待ちいただくことがあります。（低学年が優先されます。）

短期入会（長期休暇のみ）

※入会日退会日は利用可能期間中でしたら自由に設定していただけます。

区分	利用可能期間	受付期限	申込先
春休み	4/1～給食開始日前日	※受付期限は通年入会と同様、入会を希望する前月の7日までです。 (例：7/20 入会希望の場合 6/7 まで 8/1 入会希望の場合 7/5 まで)	市役所学校教育課にお申し込みください。申し込み後に各児童クラブで説明・面接を受けてください。
夏休み	終業式～始業式		
冬休み	終業式～始業式		
春休み	修了式～3/31		

7. 必要書類（①～③を揃え、入会申し込みをしてください。）

① 児童クラブ入会申込書

記入例を参照のうえ記入してください。※育成時間「**就労時間+通勤時間+30分（最長）**」

② 事由証明書

入会事由	父	母	同居祖父母 (75歳未満)
就労	「放課後の児童育成に欠ける事由証明（就労）」 ※勤務先で記入を依頼してください ※内職の場合は入会できません		
病気等	「放課後の児童育成に欠ける事由証明（疾病・看護等）」 ※医療機関で記入を依頼してください		
母親の出産	母子手帳のコピー (表紙と出産予定日のページ)		
病人の看護等	「放課後の児童育成に欠ける事由証明（疾病・看護等）」 + 「看護又は付添の申立書」		

③ 健康の記録 ※面接時に必要

新規入会時のみ提出が必要です。（退会后、再入会する場合は不要）

8. その他 ※いずれも開始希望日の前月20日までに、児童クラブに必ず提出してください。

児童クラブ入会后、一時休会又は退会を希望する場合は、各クラブにお申し出ください。

一時休会：原則1年に1回のみ、短期間の間（最長2か月間）、在籍したままでお休みする場合に届け出します。

退会：児童クラブの利用が必要なくなった場合に届け出します。

お問い合わせ先：豊明市役所 学校教育課 学校教育係
〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1 電話（0562）92-8316